

令和6年第2回定例会

## 江東区教育委員会会議録

令和6年2月9日（金）

江東区教育委員会

## 令和6年第2回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和6年2月9日（金）午前 9時30分
- 2 閉会年月日 令和6年2月9日（金）午前10時24分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、  
安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、  
西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、  
飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、  
木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、笠間地域教育課長、  
榎本江東図書館長、関戸深川図書館長、菅原文化観光課長
- 6 議題
  - 日程第1 議案第1号 令和5年度江東区一般会計補正予算（第6号）に関する意見聴取
  - 日程第2 議案第2号 令和6年度江東区一般会計予算に関する意見聴取
  - 日程第3 議案第3号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
  - 日程第4 議案第4号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
  - 日程第5 議案第5号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立明治小学校校舎その他改修工事）
  - 日程第6 議案第6号 江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
  - 日程第7 議案第7号 江東区江東きつずクラブ条例等の一部を改正する条例に関する意見聴取
  - 日程第8 議案第8号 江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
  - 日程第9 議案第9号 江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
  - 日程第10 議案第10号 江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
  - 日程第11 議案第11号 江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
- 7 報告事項
  - （1）江東区学校施設長寿命化計画の改訂案について ほか
- 8 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和6年第2回江東区教育委員会定例会を開

会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、安部委員にお願いいたします。

これより審議に入ります。

議事進行上の関係から、初めに順序を変更し、また、これから審査いたします議案につきましては、報告事項３と密接な関係がありますので、まず報告事項３の報告を聴取し、その後に議案の審議に入りたいと存じます。

それでは、報告事項３ 使用料等の８回目の特例的措置についてを説明願います。

学務課長。

賀 来 学 務 課 長      それでは、資料１３を御覧ください。追加の配付で、お手元に別の資料があると思いますが、そちらの資料１３になっております。よろしいでしょうか。使用料等の８回目の特例的措置について御説明させていただきます。

まず、１番目の内容についてでございます。

令和２年１０月１日に予定しておりました区貸出施設の使用料の改定につきましては、コロナウイルス感染症による施設の利用制限が入ったなどの経緯を踏まえまして、本年３月末まで改定前の金額に据え置くこととされておりましたが、アフターコロナにおきまして、さらに施設の利用促進を図ることによって、活動の活性化を後押しするため、８回目となる特例的措置を実施し、来年３月末まで使用料の据置期間を１年間ということで延長いたします。

２番の対応方針、各施設の対応ですが、減額するための対応方法としては、これまでの特例措置と同様となっております。

（２）の利用者等への周知でございますが、こちらについては、既に区ホームページでの掲載と、各施設での掲示を行っておりまして、区報につきましても３月１日号への掲載を行うところでございます。

（３）のその他でございます。今回の特例措置の再延長に伴う歳入への影響額については、予算に反映済みといったところとなっております。

３番の対象施設ですが、区直営施設として、学務課が所管する豊洲西小のプール・トレーニング室と、教育センターの研修室、また指定管理施設として、文化観光課が所管する歴史文化施設と、青少年課が所管する青少年交流プラザがございます。

報告は以上となります。

本 多 教 育 長      本件に関する質疑につきましては、この後の議案審議の際に、併せてお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

次に、日程第6 議案第6号 江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、日程第9 議案第9号 江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、日程第10 議案第10号 江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、日程第11 議案第11号 江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、これらは互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 議案第6号 江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

議案第9号 江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

議案第10号 江東区深川江戸資料館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

議案第11号 江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 それでは、資料5を御覧ください。先ほどと同じように薄いほうの資料となっております。

江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

1の改正の理由でございます。

こちらにつきましては、今年度の使用料検討委員会におきまして、これまで以上にこどもを地域の健康増進・体力づくりの参加機会につなげまして、施設利用促進の一助とするため、個人利用の料金区分の見直しを図ることが決定されたことによるものでございます。

2の改正の概要についてでございます。

まず、豊洲西小学校プールにつきましては、条例別表の「小・中学生」の料金区分を「小・中学生及び高校生等」に変更しまして、高校生につきましても低い料金設定として利用を促進していくということになって

ございます。

次に、豊洲西小学校のトレーニング室でございますが、現状、中学生以下の利用を認めていないこともございまして、プールのような小・中学生の料金区分が存在しないため、条例別表に新たに「高校生等」の料金区分を新設し、こちらについても同じように促進を図っていくといったところでございます。

こちらにつきましては、次ページの新旧対照表に改正案をお示ししておりますので、後ほど御覧いただければと存じております。

なお、本案につきましては、今後、文教委員会を経まして、区議会本会議で可決いただいた後、令和6年4月1日の施行を予定しているところでございます。

こちらの説明については以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

本 多 教 育 長      文化観光課長。

菅原文化観光課長      恐れ入ります。資料8、資料9、資料10となります。

まず、資料8でございますが、江東区芭蕉記念館条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正理由は、先ほど冒頭にも触れてございますが、使用料検討委員会におきまして、こどもを地域の歴史・文化に触れる機会につなげ、利用促進の一助とするための料金の見直しを図るといったことでございます。

改正の概要でございますが、観覧料の利用区分が「小・中学生」となっているものを「小・中学生及び高校生等」に改正するものでございます。

新旧対照表は、裏面、2ページに記載してございます。

続きまして、資料9、深川江戸資料館条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の理由については、同様でございます。また、こちらにつきましては、この改正に合わせて、条例別表の一部の文言の表記もこの機会に改めさせていただいてございます。

続きまして、資料10でございます。江東区中川船番所資料館条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の理由は同様でございます。こちらも改正の概要といたしまして、「小・中学生」となっているものを「小・中学生及び高校生等」に改めるものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御可決をいただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長      本案について、報告事項3と併せて質疑願います。

安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。1点確認なんですけれども、使用料検討委員会で決まったからという話なんです、この背景は、どんなことがあったのか教えていただけないでしょうか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 コロナウイルス感染症の影響で利用が滞っていた部分がございます、豊洲西小で言えば、令和4年度に対しての利用というのは、10%以上復活してきているというところではあるんですが、コロナ前の令和元年と比べますと、まだ5%程度低いような状況になっています。

そういった状況が、恐らくほかの施設でも見受けられるようなところがありまして、また、サービスアップという部分も区の中では検討されているところで、高校生の利用についても促進していきましょうというところが議論として入ってきて、このような結果となっております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。ということは、特に国とか都とかがこういう動きになっているよということを受けてとかではなくて、区独自で検討したという理解でよろしいですか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 おっしゃるとおり、区の中の独自の動きとして、このような結果になっています。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

では、資料13の話なんですけれども、これは既にホームページに掲載されているのであれなんですけれども、今回どうこう言うつもりはないんですが、ここでそろそろ戻さないと、いつ戻すのという気がちょっとしているんですけれども、そういう段取りといいますか、予定みたいなものは検討されていますか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長      一応、今回の延長につきましては、1年限りという文言をつけて掲載  
させていただいております。

また、料金の掲示につきましては、委員から以前御指摘もあったんで  
すけれども、現行このような料金なんです、あくまで特例措置として、  
このような料金になっていますという掲示の仕方をさせていただきます  
ので、認識をそのように区民の方に持っていただくように努めるという  
ことが重要かと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長      よろしいでしょうか。

今回このような形ということでもありますけれども、特に教育委員会で  
所管している、今、報告があった施設ですね。歴史3館もそうですし、  
豊洲西小学校もそうですけれども、とてもいい施設なので、せっかくこ  
うやって高校生の利用促進をしようとか、据置きをしようという形にな  
っている、ぜひPRを積極的にしていただきたいなと思っています。

本来であれば全庁挙げて、今回据置きした施設が全部一緒になって、  
例えば行きましようとか、体を動かしましようというPRが本当は必要  
だと僕は思っています。それをしないで料金だけ下げてというだけでは、  
ちょっと違うので、ぜひ積極的なPRをお願いしたいなと、ここで申し  
上げておきたいなと思っております。

それでは、お諮りいたします。日程第6、日程第9、日程第10及び  
日程第11について、原案のとおり決定することに御異議ございません  
でしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを決定いたします。

なお、文化観光課長につきましては、他の公務のため、ここで退席い  
たします。お疲れさまでした。

菅原文化観光課長      では、失礼いたします。

本 多 教 育 長      次に、日程第1 議案第1号 令和5年度江東区一般会計補正予算  
（第6号）に関する意見聴取を議題といたします。本案について、事務  
局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長      議案第1号 令和5年度江東区一般会計補正予算（第6号）に関する  
意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、補正予算（第6号）について御説明申し上げます。資料1を御覧願います。

1枚おめくりいただきまして、初めに、令和5年度江東区一般会計補正予算（第6号）総括でございます。歳入・歳出それぞれ表の下段、合計に記載のとおり、全体で9,200万円の減で、左側、歳入につきましては、主に第1款特別区税、第3款特別区交付金が増額、第18款繰入金が減額となっております。歳出につきましては、第7款教育費が、学校施設改築等基金積立金の増が主なものとして増額でございますが、第3款民生費、第4款衛生費、第6款土木費等におきまして、減額補正となっております。

次に、2ページを御覧願います。教育委員会事務局の歳入歳出総括でございます。教育費につきましては、歳入歳出の表の一番下、合計に記載のとおり、令和5年度補正予算（第6号）においては、57億8,347万4,000円の増額で、補正前の額と比較して、15.9%の増となっております。

3ページをお開き願います。歳入の主な内容を御説明申し上げます。上から3つ目の表、第14款国庫支出金は、主に学校施設環境改善交付金の増による増額でございます。また、その下の表の第15款都支出金は、主に東京都デジタル利活用支援員配置支援事業補助金の増額によるものでございます。下から2つ目の表の第18款繰入金は、学校施設改築等基金繰入金の減による減額でございます。

次に、歳出について、主なものについて御説明申し上げます。5ページをお開き願います。歳出事項別明細書でございます。第7款教育費は57億8,347万4,000円の増で、第1項教育総務費は67億5,083万2,000円の増でございます。第2目事務局費は、右説明欄中段、事業2、学校施設改築等基金積立金の増額が主な内容でございます。第3目教育指導費は、右説明欄下段、事業5、確かな学力強化事業、6ページ右説明欄中段、事業1、教育指導事務の減が主な内容でございます。第5目放課後支援費は、右説明欄下段、事業1、放課後こどもプラン事業における会計年度任用職員の任用数の減による減額が主な内容でございます。

7ページをお開き願います。第2項小学校費は4億9,954万7,000円の減額でございます。第3目学校給食費は、右説明欄中段、事業1、小学校給食運営事業における調理業務委託等の契約差金による減額が主な内容でございます。第5目学校施設建設費は、小学校の増築、改修等における起工差金、契約差金による減額が主な内容でございます。

8ページを御覧願います。第3項中学校費は2億7,072万6,000

0 円の減額で、内容は小学校費とほぼ同様の内容により減額するものでございます。

9 ページをお開き願います。第 5 項幼稚園費は 9, 6 2 7 万円の減額でございます。

1 0 ページを御覧願います。第 6 項社会教育費は 1 億 8 1 万 5, 0 0 0 円の減額であります。第 3 目社会教育施設建設費は、右説明欄中段、事業 2、東雲図書館改修事業における契約差金による減額が主な内容でございます。

以上、全体の補正内容といたしましては、主に令和 5 年度における実績見込みにより生じた予算の執行残について減額するものとなっております。

以上で令和 5 年度補正予算（第 6 号）の説明を終わらせていただきます。

本 多 教 育 長      本案について、質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第 1 について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第 2 議案第 2 号 令和 6 年度江東区一般会計予算に関する意見聴取を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長      議案第 2 号 令和 6 年度江東区一般会計予算に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 9 日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、令和 6 年度一般会計当初予算について御説明申し上げます。資料 2－1 でございます。

まず、令和 6 年度当初予算編成につきましては、誰もが健康で活躍できる社会の実現に向けた施策の展開、効果的な施策の展開の財源確保、そして、健全で持続可能な財政基盤の構築の 3 点を基本方針として、激動の世の中で、長期計画の後期の策定開始に向けて、前例にとらわれず、防災、地域活性化、子育て・教育支援、高齢者・障害者福祉など、様々な取組をさらに加速させ、誰もが笑顔で活躍できるまちづくりを進め、江東区の未来の姿勢となる予算、「みんなの笑顔が未来へと輝く新たなフェーズに向かって」をテーマとする予算として編成されたところでご

ざいます。

次に、令和6年度一般会計当初予算の概要について御説明申し上げます。資料2-1、令和6年度江東区一般会計予算を御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、令和6年度江東区一般会計予算総括を御覧願います。歳入・歳出それぞれ表の下段、合計に記載のとおり、予算総額は2,543億4,900万円で、前年度比で173億4,500万円、7.3%の増となっております。

左側、歳入につきましては、構成比で見ますと、第3款特別区交付金、第1款特別区税、第14款国庫支出金の順になってございまして、令和5年度と変更はございません。右側の歳出につきましては、第3款民生費、第7款教育費、第2款総務費の順の構成比となり、こちらも5年度と変更はございませんけれども、教育費につきましては、410億2,213万5,000円で、前年度と比較して57億5,896万1,000円、16.3%の増となり、構成比も16.1%と、前年度より1.2ポイントの増となっております。

次に、3ページの歳入事項別明細書を御覧願います。歳入の主なものを御説明申し上げます。

4ページに記載の第15款都支出金は、校内別室指導支援員配置事業補助金、エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金等により、前年度比2億6,017万2,000円の増の9億8,158万1,000円となっております。

また、5ページに記載の第18款繰入金金が、学校施設改築等基金繰入金により、前年度比16億6,600万円の増、39億9,100万円となっております。

6ページの歳出事項別明細書を御覧願います。歳出の主なものを御説明申し上げます。

第7款教育費、第1項教育総務費は、141億9,871万円で、前年度比13億8,268万4,000円、10.7%の増となっています。第1目教育委員会費におきましては、右説明欄上段、事業1、教育委員会運営事業で、教育委員会のICT化を図り、資料のペーパーレス等を実施いたします。第2目事務局費、右説明欄下段、事業3、多様な集団活動利用支援事業で、幼稚園教育・保育の無償化の対象外で小学校就学前の幼児を対象とした多様な集団活動を利用する者に対して、国制度を活用し、当該施設の利用に係る経費の一部を補助いたします。

9ページを御覧願います。右説明欄上段、事業2、教育推進プラン進行管理事業で、第3期となります教育推進プラン・江東の策定に向け、意識調査等を実施いたします。また、中段、事業4、学校施設管理事務で、今年度中に策定いたします学校施設長寿命化計画をベースに、今後の計画的な改修・改築の指針となる学校施設の将来ビジョンの策定に向け、着手いたします。

12ページを御覧願います。第3目教育指導費、右説明欄上段、事業1、部活動振興事業では、休日部活動の段階的な地域移行に向け、試行事業等を実施いたします。

13ページを御覧願います。右説明欄中段、事業1、適応指導教室事業で、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の支援を行う校内別室指導員を配置する学校、今年度の小学校3校、中学校12校から、6年度は小学校13校、中学校13校に拡充いたします。

14ページを御覧願います。右説明欄中段、事業1、教育指導事務で、担任の業務を補佐するエデュケーション・アシスタントを全小・中学校、義務教育学校前期課程に配置いたします。

15ページを御覧願います。第5目放課後支援費、右説明欄上段、事業1、放課後こどもプラン事業では、きつずクラブB登録の保留児解消に向け、有明西学園の定員拡大を図ってまいります。

17ページを御覧願います。右説明欄上段、事業1、きつずクラブ北砂増築事業と、下段、事業5、きつずクラブ北砂改修事業は、現在のきつずクラブ北砂の改修を行うとともに、敷地内に空きスペースの増築により新たな育成スペースを確保することで、保留児童解消を図ることとし、令和6年度はそのための実施設計を行うものであります。

18ページを御覧願います。第2項小学校費は173億4,506万1,000円で、前年度比61億5,777万1,000円、55%の増となっております。これは主に小学校等の整備、改修等に要する経費の増によるものでございます。

20ページを御覧願います。第1目学校管理費、右説明欄下段、事業2、小学校教育情報化推進事業では、アカウント管理、ICT支援員の業務を拡大することで、教員の働き方改革、生徒のICT活用能力の向上を図ってまいります。

21ページを御覧願います。第3目学校給食費、右説明欄下段、事業1、小学校給食運営事業では、給食費の無償化、物価高騰に対する対応を令和6年度も継続実施いたします。

23ページを御覧願います。第5目学校施設建設費、右説明欄上段、事業2、第六砂町小学校改築事業では、老朽化に伴う改築に向けた基本設計を、事業3、小名木川小学校改築事業では、老朽化に伴う改築を実施いたします。中段、事業5、小学校校舎改修事業では、給食室エアコン未設置校に対して、令和6年度から3か年でエアコン設置の対応を図るもので、6年度は2校に設置してまいります。

24ページを御覧願います。第3項中学校費は57億7,907万3,000円で、前年度比10億6,807万3,000円、15.6%の減となっています。これは主に中学校等の整備、改修等に要する経費の減によるものであります。

26ページを御覧願います。第1目学校管理費、右説明欄下段、事業

2、中学校教育情報化推進事業では、小学校と同様にＩＣＴ支援員の業務を拡充するとともに、中学校におきましてはテスト採点支援ツールを導入いたします。第2目教育振興費から第4目学校保健費につきましては、小学校費とほぼ同様の内容となっております。

28ページを御覧願います。右説明欄中段、事業2、中学校校舎改修事業では、小学校と同様に、給食室エアコン未設置校に対し、エアコンの設置の対応を図るもので、6年度は2校に設置してまいります。

30ページを御覧願います。第5項幼稚園費は17億6,119万円で、前年度比5,031万6,000円、2.9%の増となっております。右説明欄中段、事業2、幼稚園等における未就園児の定期的な預かり事業では、未就園児を対象に、空きスペースを活用した定期的な預かり事業を、希望する私立幼稚園のほか、区立幼稚園においても2園で実施いたします。

31ページを御覧願います。第1目幼稚園管理費、右説明欄中段、事業3、幼稚園就園事務では、区立幼稚園において希望者に対して週1回弁当給食を開始することに伴い、低所得者や多子世帯への副食費の補助を実施いたします。

以上、令和6年度当初予算の教育費について御説明申し上げましたが、資料2-2に新規拡充事業について、課題区分別に表としてまとめてございますので、後ほど御確認願います。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本案について質疑願います。  
鈴木委員。

鈴 木 委 員      教育情報化の推進事業が、小学校、中学校、それぞれ予算を上げております。両方足すと1,400万ぐらいなんですけれども、内容を読んでも、ＩＣＴ支援員の業務拡大に伴って、アカウントの管理に対応しますということと、それから、テストの採点支援ツールを導入して、いわゆる集計・採点のデジタル化をすることで、採点結果を自動分析して成績の見える化をしますと書いてあるんですけれども、もう少し分かりやすく、これはどういう予算なのか説明いただきたいんですが。

本 多 教 育 長      学務課長。

賀 来 学 務 課 長      まず、ＩＣＴ支援員の業務拡充というところなんですけど、いろいろなアプリだとか、ツールだとか、1台端末に入り込んでくる中で、そのアカウント管理というのが教員の大きな負担になってきているようでございます。現状としてＩＣＴ支援員が入っているんですが、そこは現況、取り扱っていない業務になっています。そこをＩＣＴ支援員に取り扱っ

てもらって、教員の負担軽減という部分と、あとは教員がこどもに向き合う時間を増やすことによって、個々のICTに関わる能力というのも上げていくという試みになっているところでございます。

採点ツールのほうなんです、基本的には、中学校では今のところ定期テストへの活用というのを考えていて、それをPDFに取り込むような形で支援ツールに落とすと、採点が自動的に下りるような形になっておりまして、またこちらについても、教員の負担軽減という部分と、こどもに向き合う時間を生み出すという狙いを持って、今回予算計上しているといったところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長     鈴木委員。

鈴 木 委 員     そうすると、一つは支援員の増員というのはあるのかなのかということと、それから、今のお話を聞くと、全体的にそういうツールの導入の予算なんですということなんですか。そこだけ教えてください。

本 多 教 育 長     学務課長。

賀 来 学 務 課 長     基本的に増員の形は取らないで、今までの業務の中で拡大していくといった形で実施したいと考えてございます。

基本的にはおっしゃるとおり、採点システムについては、基本的にツールを導入するといった考えでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長     よろしいでしょうか。  
ほか、いかがでしょうか。  
安部委員。

安 部 委 員     すいません。1点教えてください。前回も伺ったんですが、タブレットの端末、こどもたちに貸し出している端末ですね。あちらは、耐用年数が来ても負担にならないのかと質問したときに、レンタルなので問題はありませんという御回答をいただいていたと思うんですけれども、契約って年度単位とかでやると、ちょっとずつは増えている可能性はないのかなと思うんですけれども、その辺、お答えいただけますか。

本 多 教 育 長     学務課長。

賀 来 学 務 課 長     端末自体は、こどもの人数に合わせて供給させていただいているので、それに合わせて増減するといった形になっています。端末はリースとい

う契約でやっていますので、故障というものがあれば、ある程度ストックを学校にためておいてもらって、それをディベロッパーにある程度たまった段階で出していただいて、別の端末を受けとるという形を取っていますので、6年生が使い終わったら1年生に行くという流れにはなるんですが、そのときに不良機が回るようなことはないと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長     安部委員。

安 部 委 員     すいません。ちょっと質問が悪かったみたいです。契約上のベースは変わっていないのかという話なんです。台数で掛け算するのは誰でも分かることなので、そうではなくて、年が進めば、ベースの金額というのはどんどん上がっていくんじゃないかなと。契約上の金額ですね。それがどのぐらい負担として、今、計上されているのかを、見えなかったのを知りたかったという経緯です。例えば1%ぐらいは契約金額が増えていきますとか、そういう話です。

本 多 教 育 長     学務課長。

賀 来 学 務 課 長     こちらについては令和3年度に、導入時点の契約について、それを分割して支払うような契約になっていますので、年が進むごとに、当初の金額より増額になるといったことはない状況です。要は、3年度に決めた金額で動いていく債務負担行為という形になりますので、それぞれ年ベースで決めた金額を払っていくという形になっています。

以上でございます。

本 多 教 育 長     安部委員。

安 部 委 員     念のため、それは何年契約ですか。

本 多 教 育 長     学務課長。

賀 来 学 務 課 長     5年契約という形でございます。

本 多 教 育 長     よろしいでしょうか。その5年のところで、また新たな契約になるという形になっております。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今回、様々、予算が新たについたところではあります。確実にしっかりと執行していきたいと思っておりますし、こどもたち、学校のために、

効果的に活用してもらいたいなと思っています。特に教育環境の整備のところで、給食室のエアコン未設置校へのそれが少し早まって、取組が進むようになったというのはよかったと思っていますが、ただ、今年の夏がどういう暑さになるか、まだ分からないので、まだつかないところについては、今までも対応してもらっていますが、確実にそういった部分での対応も、さらにしっかりと進めてもらえればと思っています。

それでは、よろしいでしょうか。

お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第3号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、日程第4 議案第4号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則、これらは互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、一括議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長      議案第3号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

議案第4号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本 多 教 育 長      庶務課長。

星 名 庶 務 課 長      それでは、議案第3及び議案第4号の条例及び規則の一部改正について、一括して御説明をいたします。

まず、条例でございます。資料3をお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、改正点は2つでございます。

まず、1つ目でございますが、休業補償の対象外となる場合につきまして、婦人補導院という施設に収容されている場合というのが条例で定められてございますが、婦人補導院が廃止されるということから、関連

する条文について削除を行うものでございます。

なお、婦人補導院でございますが、こちらは売春防止法違反で執行猶予付きの判決を受けた20歳以上の女性が、補導処分として入る施設となっておりまして、今般廃止ということになりましたので、削除ということでございます。

続きまして、2つ目でございますが、都条例の基準に合わせております公務災害補償の補償基礎額について、同条例が改正されたことを踏まえまして、基礎額の改正をするものでございます。

改正内容でございますが、2の(1)に記載のとおり、休業補償を行わない対象から、婦人補導院に収容されている場合は削るところ。また、(2)①、②に記載のとおり、補償基礎額につきまして、学校医及び学校歯科医につきまして、経験年数5年未満の場合を7,494円に、経験年数5年以上10年未満の場合を9,090円に、経験年数10年以上15年未満の場合を1万1,703円に、経験年数15年以上20年未満の場合を1万3,152円に、経験年数20年以上25年未満の場合を1万5,573円に、経験年数25年以上の場合を1万6,602円に改めるものでございます。

また、学校薬剤師につきましては、経験年数5年未満の場合を6,459円に、経験年数5年以上10年未満の場合を7,422円に、経験年数10年以上15年未満の場合を9,081円に、経験年数15年以上20年未満の場合を1万539円に、経験年数20年以上25年未満の場合を1万1,505円に、経験年数25年以上の場合を1万1,865円に改めるというものでございます。

なお、施行期日でございますが、(1)の婦人補導院の削除につきましては、令和6年4月1日からの施行、(2)の基礎額の改正につきましては、公布の日から施行いたしまして、令和5年4月1日以降の公務災害において適用するというものでございます。

なお、3から4ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

続きまして、規則でございます。資料4を御覧ください。

条例で御説明しましたとおり、休業補償を行う場合に、教育委員会規則で定める場合の中に婦人補導院の記載がございますので、こちらにつきまして、婦人補導院法の廃止に伴いまして、休業補償の対象となる場合から、婦人補導院に収容されている場合という文言を削るというものでございます。

施行期日につきましては、条例と同様、令和6年4月1日から施行するものでございます。2ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

なお、その他に記載のとおり、規則の改正につきましては、条例の可決を前提とするものとなっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようにお願いいたします。

本 多 教 育 長      本案について、質疑願います。よろしいでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。日程第３及び日程第４について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを決定いたします。  
次に、日程第５ 議案第５号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立明治小学校校舎その他改修工事）を議題といたします。  
本案について、事務局より説明願います。  
次長。

杉村教育委員会事務局次長      議案第５号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立明治小学校校舎その他改修工事）。  
上記の議案を提出する。  
令和６年２月９日。  
提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一郎。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長      学校施設課長。

西尾学校施設課長      それでは、議案第５号について御説明します。  
まず、変更理由についてですが、令和５年第２回区議会定例会で議決を得た江東区立明治小学校校舎その他改修工事請負契約において、工事着手後、地中障害物等に対し新たな追加工事が必要となったため、追加工事に係る費用について増額変更を行うものでございます。  
変更内容としましては、契約金額１６億２,２５０万円に対し、変更後の金額は１６億５,０８８万円で、差額は２,８３８万円です。工事変更概要につきましては、地中障害物の撤去工事で、変更金額が２,８３８万円を増額するものでございます。契約の相手方は新日本・アートクリアー建設共同企業体で、工期は令和５年６月２９日から令和６年６月２８日までで、工期の延長はございません。  
説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

本 多 教 育 長      本案について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員      御説明ありがとうございます。  
                    ちなみに、この地中障害物というのは、具体的には何だったのかは分かるのでしょうか。

本 多 教 育 長      学校施設課長。

西尾学校施設課長      現校舎は昭和56年に改築を行っておりますが、その前の校舎、昭和2年に建設をされております。その校舎の基礎部分が残っていたという状況でございます。  
                    以上です。

本 多 教 育 長      安部委員。

安 部 委 員      ありがとうございます。それは、昭和56年に造るときに、前の基礎って基本的には解体工事をきちんとして、また始めるような気がするんですけども、そのときの瑕疵みたいな話ではないんですか。

本 多 教 育 長      学校施設課長。

西尾学校施設課長      現校舎が、昭和2年当時の校舎の位置に、ほぼ同じ位置に建て替わっているわけですが、その外側、ちょうど道路際にあるところで、瑕疵ということではなくて、恐らくそこは現校舎の工事には支障がないということと、その部分を撤去すると道路部分等にも影響が出るということで、恐らく残されたのではないかと推察しているところです。  
                    以上でございます。

本 多 教 育 長      安部委員。

安 部 委 員      だとすると、分かっていたことということで、当初予算に入れるべきだったんじゃないんですか。

本 多 教 育 長      学校施設課長。

西尾学校施設課長      事前にボーリング調査等を行っているんですが、そこに確実にそういう状態であるということまでは分からなかったという状況でございます。  
                    以上でございます。

本 多 教 育 長      よろしいでしょうか。  
                    かなり工事をしていると、こういう案件は出てくるケースがありまして、事前にそれだけの予算を上乗せできるかということ、そういうわけに

もいきませんし、なかなか事前に調査するというのも、掘ってみるかというのもそうもいかないということで、なかなか難しい案件かなと思っています。これまでもこのような形で対応させていただいておりまして、結果的に工事期には影響がないという形で進めていくということが大事かなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第5について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第7 議案第7号 江東区江東きっずクラブ条例等の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長      議案第7号 江東区江東きっずクラブ条例等の一部を改正する条例に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長から意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長      地域教育課長。

笠間地域教育課長      江東区江東きっずクラブ条例等の一部を改正する条例について御説明させていただきます。恐れ入ります。資料6をお願いいたします。

1の改正理由でございます。

本条例は、区が行う放課後児童健全育成事業であります江東きっずクラブにおける実施場所や利用手続等を定めているものでございます。一つは、東砂福祉会館及び東砂児童館の指定管理化に伴いまして、きっずクラブ東砂児童館も民営化すること、そして、川南小学校内にございます川南幼稚園廃止後、そちらにきっずクラブのB登録を事業拡充すること、この2点の理由により、本条例の改正が必要となったものでございます。

次に、改正の概要でございます。

(1)は条例第6条第2項になりまして、この規定は江東きっずクラブB登録の育成時間の延長に係る規定となっております。これまできっずクラブ東砂児童館が区直営であったため、延長は行われておりませんでした。民営化によりサービス拡充し、延長を実施することとなり

ました。このため、本規定の適用を除外する旨記載がされている中から江東きつずクラブ東砂児童館を削除するといったものでございます。

飛びまして、（３）につきましては、川南幼稚園の跡地にきつずクラブ川南のＢ登録を事業拡充するといったことから、この附則中ではＢ登録をやらないという規定でございまして、今度はやるということです。そちらからきつずクラブ川南を削除するといったものでございます。

そして、（２）及び（３）のその他につきましては、文言整理といったこととございます。

次に、３の新旧対照表でございます。本条例の一部改正の詳細につきましては、２ページ以降に新旧対照表をつけてございますので、後ほど御参照ください。

次に、施行期日です。本案件につきましては、第１回定例会文教委員会にて決議後、民営化が実施されます令和６年４月１日としております。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第７について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第８ 議案第８号 江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長      議案第８号 江東区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和６年２月９日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条の規定に基づき、本案を提出します。

本 多 教 育 長      江東図書館長。

榎本江東図書館長      それでは、議案第８号について御説明いたします。資料７をお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、有明こども図書館の設置に伴いまして、昨年の第２回区議会定例会にて、江東区立図書館条例の一部改正を行い、分館に関する規定を追加したところでございますが、これに合わせまし

て、同条例施行規則を一部改正し、規定整備を行うものでございます。

2の改正の内容です。規則で定める地区図書館長の定義の中に、条例第2条第2項で定める分館の館長を追加するものでございます。2ページに新旧対照表を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

なお、施行期日は本年3月1日としております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第8について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1 江東区学校施設長寿命化計画の改訂案についてを説明願います。

学校施設課長。

西尾学校施設課長      それでは、報告事項1 江東区学校施設長寿命化計画の改訂案について御説明いたします。恐れ入ります。資料11-1を御覧願います。

この長寿命化計画の改訂につきましては、11月の本委員会に素案を説明したところでございます。今回、改訂案がまとまりましたので、御報告いたします。

まず、1、改訂案についてでございます。本計画の改訂に当たりましては、これまでに庁内検討会議を4回開催し、検討を進めてまいりました。また、改訂素案を基に、区報・ホームページ等で意見募集を行い、今回改訂案をまとめたところでございます。概要版につきましては資料11-2、本文は資料11-3のとおりでございます。

続いて、2、改訂素案からの主な変更点でございます。主な変更点につきましては、仮校舎の活用について明示した点でございます。どのような工事を行う際に仮校舎を使用するかという点を改めて明記いたしました。

資料11-2の概要版を御覧願います。資料の右側の5、長寿命化の実施計画の、改修等の実施計画の表の右側の欄に、改築工事、長寿命化改修工事で仮校舎を活用して工事を行っていくことを明記いたしました。主な変更点は以上となります。

それでは、資料11-1にお戻り願います。続いて、3、意見募集の結果になります。意見募集は令和5年12月21日から令和6年1月10日までの期間、区報・ホームページ等で行い、2件の御意見をいただきました。

(2)に意見要旨と区の考えを記載してございます。

1件目のプールの廃止に関する御意見につきましては、施設のみの問題ではなく、教育的観点や運用方法など多方面の検討が必要となることから、今後、総合的に検討を行っていく予定でございます。

2件目は、第四砂町小学校の老朽化に対する御意見と、近隣の南砂仮校舎との交換を求める御意見でございます。四砂小に限らず、学校施設の改築・改修につきましては、今回の長寿命化計画に基づいて長期計画で定めた上で、適切な時期に進めてまいります。仮校舎につきましては、現在、改築校、大規模改修校の仮校舎として使用しており、様々な学校の希望等に対応できるよう、引き続き仮校舎として活用してまいります。

続きまして、4、今後のスケジュールでございます。本日の本委員会報告の後、第1回区議会定例会の文教委員会で報告を行い、計画の改訂、公表をする予定となっております。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 第六砂町小学校改築計画ワークショップ開催についてを説明願います。

学校施設課長。

西尾学校施設課長      それでは、報告事項2 第六砂町小学校改築計画ワークショップについて御説明します。資料12を御覧願います。

本件は、長期計画に基づき改築が計画されている第六砂町小学校につきまして、改築ワークショップを実施するものでございます。ワークショップの参加者につきましては、2の内容に記載のとおりで、学校関係者、地域代表者から構成されてございます。開催の時期につきましては、本年6月から10月末までの間に、記載の各テーマによって計4回実施する予定でございます。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。

ワークショップも、かなり回数を重ねてやっていますので、今までよりさらにバージョンアップして、よりよいものになっていただければと思っています。特に、こどもたちが今、端末を使っていますので、端末をうまく使っていただいて、例えばワークショップに参加していないこどもたちの意見をどう反映させるかとか、そういったことについてもうまく活用できればと思っていますので、御検討いただければと思います。

安部委員。

安 部 委 員 すいません。1点教えてください。たしか昨年、一昨年、小名木川小学校でも同様にワークショップを実施して下さっていたと思うんですよ。そこで、もうちょっとこうしたほうがよりいいかなという反省とか、その次に基づいて、今回の六砂小は何か変わっている点などありますか。

本 多 教 育 長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 ワークショップにつきましては、これまで7回実施しておりまして、今回8回目になるというところでございます。毎回ブラッシュアップされていっているところでもございまして、かなり洗練はされてきたというところで、前回、小名木川小学校でもやりました、例えばVR体験とか、こういったところは取り入れていきたいと考えております。  
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

どんどん時代も変わっているところもありますので、最新の様々な状況をうまく加味できればと思っているところです。小名木川小学校も様々なワークショップの意見を反映させて、いい校舎になりそうなどころもありますので、ぜひ六砂小もそのようにできればと思っております。  
よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 東雲図書館の運営再開についてを説明願います。  
江東図書館長。

榎本江東図書館長 それでは、報告事項4 東雲図書館の運営再開について御説明いたします。資料14をお願いいたします。

施設の改修に伴いまして、昨年6月から休館をしていました東雲図書館の再開について御報告するものでございます。

2の開館日を御覧ください。東雲図書館につきましては、改修工事終了後、開館準備を行った上で、令和6年5月1日に開館いたします。

3、改修工事の内容ですが、今回の改修では、経年により老朽化した内外装や各種設備の更新を行ったほか、おはなし室の拡充や、対面朗読室のレイアウト変更等を行ったところでございます。

なお、運営再開に伴う周知につきましては、4に記載のとおり、区報のほか、臨時に設置したブックポストへの掲示やホームページ、SNS等で周知を行ってまいります。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

東雲図書館を利用されていた方々も待ち遠しかった開館だと思いますので、速やかに、また、うまくやっていただければと思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年第2回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。